

会 議 録

会 議 名 平成 25 年度第 2 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 26 年 2 月 27 日（木） 午前 10 時～
開催場所 北杜市役所 西会議室
出席者 委員 14 名 事務局 5 名 計 19 名
出席委員： 福田国夫、藤原良一、高橋勝彦、浅川京子（委任状）、宮沢俊彦、溝口透、堀内敏光、深澤久美子、赤岡直樹、浅川一紀、清水康男、谷戸嘉一（委任状）、進藤幸夫、小澤宜夫
欠席委員： 小林富士雄、山口博、三井梓、浅川健一、進藤俊幸、中嶋克仁、大友哲、中田満、上原美奈子、名取精子、藤澤政之、奈良田伸司
事務局： 伊藤市民部長、谷戸市民課長、市民課国保年金担当 進藤、小松 健康増進課 廣瀬

議 題

- 1) 平成 25 年度北杜市国民健康保険特別会計予算執行状況について
- 2) 平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- 3) 国民健康保険制度の改正点について
- 4) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 1 名

審議内容

1. 開会のことば

（事務局）

本日はお忙しいところ、また、足元の悪いところをご出席いただき誠にありがとうございます。本日は大雪のため、開催日を急遽変更させていただきました。ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。ただ今から平成 25 年度第 2 回北杜市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本会議は公開です。本日は傍聴人の参加がございますのでご了承ください。

それでは早速、お手元の資料に沿って進めさせていただきます。はじめに赤岡会長よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いします。

2. 会長あいさつ

（会長）

先日は大変な大雪になりまして、死者も出てしまいました。雪かきの最中に心筋梗塞になったり、中には家に帰る途中で凍死といった最悪な事態もおきてしまいました。そんな中、なかなか会議が開催できなくて今日になってしまいました。時間の限りきちっとした話し合いをお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして市長あいさつ。よろしくお願いいたします。

3. 市長あいさつ

(市長)

本日はご多用の中、平成 25 年度第 2 回目の国保運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

先ほどからのお話しのとおり、14 日からの大雪は市内に大変な被害をもたらしました。140 センチもの積雪は初めての経験でしたが、行政といたしまして、昼夜を問わず職員が一生懸命に対応させていただいたところです。様々な被害が出ましたが、農業関連、特にハウスの被害が大変な痛手となっています。国・県等の復興策を活用しながら、全力でこの支援に当たって参りたいと考えております。

市では災害対策本部の設置、あるいは生活基盤の確保のための市道等の除雪作業、また、地域の集会所、総合支所など市内 9 か所に避難所を開設し、避難者の救護に当たったところです。帰宅困難者が 340 人程度と、国道 20 号線、松木坂等を中心に大変な状況でありました。ご尽力いただいた関係者の皆様には重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日は、昨年 6 月に開催して以来、今年度第 2 回目の運営協議会となりますが、この間に大変残念なことではありますが篠原義典委員がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。このため、今回から後任として藤原良一様にご就任いただくことになりました。後ほど改めて市民課長からご紹介があるかと思いますが、藤原新委員さんには北杜市国保の充実、健全運営に向けてお力をいただければありがたく思います。

さて、本日の会議では、まず、平成 25 年度の予算執行状況についてご報告するとともに、来年度の予算案についてご説明させていただきます。

平成 25 年度の医療給付費につきましては、当初の想定を下回って推移しており、ほぼ前年度並みの支出に抑えられております。このため、25 年度におきましても基金からの繰入は回避できる状況となっております。また、26 年度当初予算案においても、税率の引き上げを行わないことを前提として当初予算の編成を行っており、引き続き健全運営の維持に努めているところであります。

次に、来年度の制度の改正点ですが、数ある改正内容の中の一例といたしまして、これまで 1 割に据え置かれてきた 70 歳～74 歳の方の医療費の負担割合が、4 月から新たに 70 歳になられる方からは 2 割負担に引き上げられることになっております。今国会で審議されている案件であり、市では 4 月以降に条例改正等の対応をすることになりますので、委員の皆様にはいち早く改正の内容をお伝えさせていただくことといたしました。

このあと担当から詳しく説明させていただきますが、市民の皆様が安心して生活できる環境として、医療保険制度の充実と適正な運営は大変に重要でありますので、委員の皆様におかれましては、本日の会議におきましても積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。市長はこの後の公務のため、ここで退席させていただきます。

《市長退席》

(事務局)

先ほど市長のあいさつの中にもありましたが、運営委員に異動がありましたのでご報告いたします。被保険者を代表する委員でありました篠原委員様が、ご病気のため昨年7月31日にご逝去されました。

後任の委員に藤原良一様を選任されましたので、皆さんにご紹介いたします。

(委員)

藤原です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

藤原委員様におかれましては、長年行政に奉職され、また病院事業にも携わっておられました。経験を活かし、国保運営にご意見ご指導をいただきたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思っております。

本日の出席委員は12名です。また、欠席委員(2名)からは委任状をいただけることになっております。運営協議会規則第5条に規定の定足数に達しておりますので、本日の会議が成立することを報告いたします。それでは議事に入りたいと思っております。運営協議会規則第3条によりまして、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

4. 議事

(議長)

それでは、しばらくの間議長をつとめさせていただきます。はじめに会議録署名委員を指名します。8番溝口透委員、15番堀内敏光委員、17番深澤久美子委員。以上3名を会議録署名委員として指名いたします。

それでは、議事に入ります。平成25年度北杜市国民健康保険特別会計予算執行状況について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、平成25年度北杜市国民健康保険特別会計の予算執行状況についてご説明いたします。事前に送付させていただきました資料の1ページをご覧ください。

平成25年度予算執行状況の歳入の表になります。予算項目ごとに左から①平成25年度予算現額、②3月補正(案)、③3月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3月補正予算にて増減を予定している箇所と補正後予算額、決算見込額を中心に説明させていただきます。

まず保険税ですが、合計欄をご覧ください。予算現額14億8,697万2千円に対し、3月補正で28万7千円を減額し、3月補正後予算額は14億8,668万5千円となります。12月末現在の調定額に基づき、予算の微調整を行ったものです。決算もほぼ同額を見込んでおります。

続いて、国庫支出金の合計欄をご覧ください。3月補正で1億8,774万5千円を減額し、補正後予算額と決算見込額は11億4,837万円となります。主な理由ですが、保険給付費の支出額によって一定割合で交付される療養給付費負担金や調整交付金が、当初見込みほど医療費が伸びなかったために減額になったものです。

続いて、療養給付費等交付金です。これは退職者医療制度に対する交付金です。3月補正で5,587万8千円を増額し、補正後予算は4億6,511万円となります。

続いて前期高齢者交付金です。これは 65 歳～74 歳の医療給付費等に応じて交付されるものですが、3 月補正予算で 9,974 万 3 千円増額し、補正後予算額、決算見込みは 15 億 7,953 万 8 千円となります。内容は、前々年度の確定精算による増額です。

続いて県支出金です。主な補助金は、県調整交付金や高額医療費共同事業負担金になります。3 月補正にて 3,774 万 1 千円減額し、補正後は 2 億 8,612 万 2 千円となります。先ほどの国庫支出金と同じく医療給付費が当初予算編成時より伸びませんでしたので、その分の補助金が減少するものです。

続いて共同事業交付金になります。3 月補正にて 1,923 万円を減額し、補正後予算、決算見込みは 5 億 7,361 万 4 千円となります。

続いて繰入金です。こちらは国民健康保険にかかわる職員の人件費、または県の単独事業である窓口無料化事業の実施に伴う医療費の負担増に対する県補助金などの繰り入れとなります。一般会計繰入金の計をご覧ください。3 月補正で 1,695 万 5 千円増額し、4 億 1,696 万 5 千円となります。次に基金繰入金です。これは積立金の取り崩しのことです。当初予算で 1 億円を予算計上しておりましたが、歳出の保険給付費が抑制されたため取り崩しは全額回避できる見込みとなりました。

次に繰越金です。前年度の剰余金ですが、ここで留保していた分を全額予算計上いたしまして、2 億 1,239 万 1 千円となります。

諸収入は予算額 1 万 3 千円ですが、延滞金収入及び第三者納付金等の収入により決算見込み額は 1,268 万円となります。

歳入の合計ですが、3 月補正予算で 2,297 万 3 千円を減額し、補正後予算額は 61 億 7,775 万 9 千円となります。また、決算見込額は 1 月 31 日現在の数字ですが 61 億 8,291 万 6 千円となっております。

つづいて、2 ページの歳出の状況になります。

まず総務費です。主な内容は職員の人件費、一般事務経費、国保税の徴収に関する事務経費、及び国保運営協議会の経費などです。3 月議会で補正は予定しておりませんが、決算額は 5,329 万 4 千円を見込んでおります。

続いて保険給付費になります。保険給付費は歳出の約 3 分の 2 を占めるものであります。療養諸費ですが、こちらは、医療機関等にかかった費用のうち患者負担額を除いた部分になり、国保が負担する部分であります。3 月補正額マイナス 2,845 万 4 千円を計上し、補正後予算額を 39 億 3,718 万 4 千円としております。内容といたしましては、当初予算で見込んでいたほど医療費が伸びずに済みましたので、療養諸費を減額しております。決算見込額は 39 億 3,718 万 4 千円と見込んでおりますが、給付額がこのまま低調に推移した場合、もう少し予算に余りが出る可能性があります。

後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金は補正予算の必要がなく、概ね当初予算額どおりに収入できる見込みです。

保健事業費は、人間ドック費用として 200 万円を増額させていただき予定ですが、今年度から人間ドックの受診年齢の上限を 70 歳から 74 歳に引き上げたことにより、人間ドックの受診者数が若干伸びております。このための増額になります。

基金積立金は、財政調整基金の預け入れ利子の積み立てで、17 万 9 千円を見込んでいます。公債費は当初予算どおり、2,833 万 9 千円です。

続いて、諸支出金です。繰出金を 348 万 1 千円増額いたします。直営診療施設整備繰出金ということで、甲陽病院の施設整備に対し、国の交付金が国保会計に歳入されますので、その分を病院事業会計へ繰り出しするものです。

歳出合計ですが、3 月補正にて歳入と同額の 2,297 万 3 千円を減額し、補正後予算額は 61 億 7,775 万 9 千円となります。また、決算見込額は 60 億 5,504 万 4 千円となり、1 月末日現在での見込みではありますが、歳入歳出差引額は 1 億 2,787 万 2 千円となっております。

なお、最後に今後の見通しとして①から③まで 3 点挙げさせていただいております。今後、保険給付費の支出額が減れば保険給付費に不用額が生じ、予備費も不用となることが考えられます。また、北杜市国保の経営姿勢が評価され、国の特別調整交付金の交付対象団体に選定される見込みとなりましたので、歳入が増えて、歳入歳出差引額、つまり次年度への繰越金が増えることも想定しております。

以上で平成 25 年度予算執行状況についての説明を終わらせていただきます。

(議長)

ただ今のご説明について、何かご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員)

保険税について、減免の対象数と対象でない数がこの資料では分からないが、事務局で数字を持っていたら教えてください。

(事務局)

現在、本市には課税した後の減免の対象者はありません。所得の低い世帯に対しては、税額計算をする段階で 2 割、5 割、7 割の軽減を行って税額を抑えておりますが、ただ今資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきます。

(委員)

2 ページ歳出の保健事業費で人間ドックの経費を 200 万円増額しています。対象年齢を 70 歳から 74 歳までに引き上げたことによって受診者が増えたということですが、70 歳から 74 歳のところで受診者がどのくらい増えたのですか。

(事務局)

人間ドックの補助額は、男性 20,000 円、女性 21,000 円となっていて、今回 90 人分程度の増を見込んで増額補正しましたが、多めに予算を計上しているのので、実際は 50 人から 60 人程度の増になるのではないかと思います。

(事務局)

ドックの受診期間が 3 月 14 日までとなっているので、データが出揃うまで正確な数字は出てこないのですが、年齢を引き上げた部分の受診希望者が多いのは確かです。

(委員)

歳入の基金繰入金について、保険給付費が抑制されたために取り崩しを 1 億円減額し、また、財政調整基金も 3 億 6,400 万円余りあるということで、健全運営がなされているものと思われませんが、今後の保険税の税率改正の見通しはどうなっていますか。

(事務局)

直近では、平成 23 年度に一度税率改正をさせていただいております。私が 4 月に国保に異動してきた際には、平成 26 年度か 27 年度には再度税率改正が必要になりそうだと

引き継ぎましたが、その後の医療給付費が思ったほど伸びなかったこと、また、歳入も比較的安定していることから、繰越金が多く発生し、比較的健全運営となっております。このため、2年程度は税率改正の時期が遅れて、平成27年度辺りから協議をし、平成28年度か29年度に税率アップという形になるのではないかと考えています。

議長がその他の意見を求める。

(議長)

その他意見がないようですので、この件については原案どおり承認することによりでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(議長)

続いて、議事の2番、平成26年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成26年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案についてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

こちらは歳入の状況になります。歳入の予算項目ごとに平成24年度決算額、平成25年度決算見込額、平成26年度予算案を記載してあります。

それでは、表の一番右側に記載してあります、26年度予算案の欄で要点のみご説明いたします。

まず、①保険税の合計欄をご覧ください。一般・退職分それぞれ課税いたしまして、合計が15億889万6千円、平成25年度決算見込額と比較して2,220万5千円の増となります。景気が回復基調にあることから、若干の増収を見込んでおります。なお、保険税につきましては、歳出の保険給付費の状況によっては税率の改正も考えなければならないところですが、先ほど25年度決算見込みにおいてご説明したとおり、繰越金が1億2,000万円以上見込めますので、26年度は税率を据え置くことを前提として予算編成しております。この税率について、正式には6月議会開催前に予定しております次回の運営協議会においてご協議いただきたいと思います。

続いて、③の国庫支出金です。13億1,626万円で、25年度決算見込額比1億6,789万円の増額となります。療養給付費負担金と調整交付金の増を見込んでおります。

続いて、④療養給付費交付金は退職者医療制度に係る交付金ですが、4億3,422万1千円。

続いて、⑤前期高齢者交付金です。これは65歳から74歳までの加入者の偏在による医療負担の不均衡等を是正するものですが、北杜市は加入割合が高いためさらに増えまして16億4,693万1千円の交付を受けられます。

続いて、⑥県支出金ですが、予算額3億1,808万円。

続いて、⑦共同事業交付金は6億72万3千円。これは国保連合会へ共同事業として拠出した分、交付金として交付されるものです。

⑧財産収入は基金の利子となりますが、19万6千円を計上しています。

⑨繰入金ですが、合計は4億1,127万円となっております。例年、当初予算では財政調整基金の繰入金、つまり積立金の取り崩しを1億円程度予算計上しておりましたが、来年度につきましては、国庫支出金や前期高齢者交付金の増額が見込めますので、当初から取り崩しは予定しないこととしました。

⑩繰越金は4,709万8千円。残りの金額については予備財源として予算計上を留保いたします。

⑪諸収入は1万3千円となります。

以上の歳入合計は、62億8,418万9千円となります。

つづいて、4ページの歳出になります。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の徴収に関する事務経費などが主な支出になります。予算額計5,933万2千円。前年度見込額比603万8千円の増となっております。後ほどご説明いたします国保制度の改正に伴う電算システム改修費の発生が主な要因であります。

続いて、②保険給付費の合計欄をご覧ください。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金などが主な支出項目になります。予算額41億2,355万3千円。前年度見込額比1億8,636万9千円の増となります。高齢化の進展、高度医療の提供等により、今後も年々増加していくものと思われれます。

続いて、③後期高齢者支援金等は9億1,587万3千円。後期高齢者の増加により前年度より増加を見込んでおります。

④前期高齢者納付金は118万1千円。⑤老人保健拠出金は4万8千円。

⑥介護納付金は4億2,059万8千円。介護2号被保険者である40歳から64歳の介護保険制度に対する負担分になります。

⑦共同事業拠出金です。山梨県全体で行っている高額医療費共同事業等に対する支出となりますが、予算額は6億3,050万5千円となります。

⑧保険事業費は、特定健診及び疾病予防費に対する支出になりますが、予算額は7,766万1千円となります。健診項目の追加、消費税率の引き上げ等に伴いまして、前年度決算見込額比460万2千円の増となっております。

⑨基金積立金は19万6千円。基金の預け入れ利子分となります。

⑩公債費ですが、県からの借入金の返還金となり2,884万円となります。平成21年度から続けてきましたが、来年度の支払いで終了となります。

⑪諸支出金の合計ですが、640万2千円。24年度決算、25年度決算見込額よりかなり減っておりますが、償還金のなかで、前年度国庫金の精算分が当初予算編成時には不明であるため、計上されていないことによります。翌年度精算となりますので、確定額が明らかになった時点での補正予算対応となります。

⑫予備費は2,000万円です。

以上、歳出合計62億8,418万9千円の内容となります。

(議長)

お聞きの内容の中で、何かご質問があればお願いします。ご意見はその後で伺います。

(委員)

歳出の保険事業費の中で、健診の項目を追加するという説明がありましたが、どんな内容なのでしょうか。

(事務局)

血液検査の中に、クレアチニンという腎臓の機能の検査を入れることになりました。指導を充実させて重症化を防ぎ、透析に移行させないことを目的としています。

議長がその他の意見を求める。

(議長)

無いようですので、この件については原案どおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(全委員)

はい。

(議長)

続きまして、議事 3 番の国民健康保険制度の改正点について事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、3 つ目の議題であります国民健康保険制度の改正点についてご説明いたします。

国民健康保険は大変制度が複雑でして、毎年制度改正が行われておりますが、特に平成 26 年度つきましては数多くの制度改正が行われる予定となっております。正式決定前の事項ではありますが、改正点の概要について委員の皆様にも事前にお伝えさせていただきます。

それでは、資料の 5 ページをお願いします。1 点目の改正事項は、医療機関等にかかった際の自己負担割合の変更です。これまで 70 歳から 75 歳未満までの方々の自己負担割合は、本来 2 割であったものが、特例措置により 1 割負担に引き下げられた状態が続けられてきました。しかし、来年 4 月以降に 70 歳になられる方からは本来の 2 割負担に戻されることになりました。生年月日で言いますと、昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方はこれまでどおりの 1 割負担ですが、昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの方は 70 歳の誕生日の翌日から 2 割となります。ただし、現役並み所得者、つまり税率をかける前の課税所得が 145 万円以上の方は 3 割負担であるという点はこれまでと変更ありません。

次に、医療費が高額になったときの自己負担限度額の変更についてご説明します。資料の 6 ページをご覧ください。

医療機関への 1 か月間の支払いが一定額を超えた場合、国保の窓口申請していただくことで、決められた金額より多く支払った分が高額療養費として払い戻されるという制度です。

上半分の説明書き、平成 26 年 4 月から、70 歳以上 75 歳未満・一般の人の自己負担限度額が据え置かれました、という部分につきましては、変更というよりも据え置きがされるという説明になります。一般というのは一般所得の世帯という意味ですが、この方々

は本来、外来が 24,600 円、外来＋入院が 62,100 円と定められています。これを特例措置として外来 12,000 円、外来＋入院 44,400 円に引き下げており、平成 26 年度からは本来の金額に戻す予定になっていましたが、これを凍結し、引き下げたままにするという説明になります。

下半部の説明は 70 歳未満の方の自己負担限度額についての説明になります。上位所得者と一般所得者の自己負担限度額が細分化されることになりました。上位所得者については、申請 3 回目までは 150,000 円＋（医療費－500,000 円）×1%、4 回目以降 83,400 円となっていました。平成 27 年 1 月からは、所得 901 万円超の方は 3 回目までは 252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1%、4 回目以降が 140,100 円となり、所得 600 万円超 901 万円以下の方は 3 回目までが 167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1%、4 回目以降が 93,000 円となります。

一般所得者については、申請 3 回目までは 80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%、4 回目以降 44,400 円となっていました。平成 27 年 1 月からは、所得 210 万円超の方と 210 万円以下の方が分けられ、それぞれ記載されている金額に変更となります。

続いて 7 ページをご覧ください。今度は国保税の改正について 2 点ご説明いたします。

こちらは国の税制改正大綱の内容をまとめた資料ですが、大綱の概要と書いてある部分をご覧ください。まず 1 点目として、「国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 16 万円（現行：14 万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 14 万円（現行：12 万円）に引き上げる。」ということであり。以前ご説明させていただきましたが、保険税は基礎課税額としての医療保険分と、後期高齢者支援金分、介護保険分の 3 項目についてそれぞれ計算し、その合計を課税させていただいております。この 3 項目にはそれぞれ上限額が定められていて、どんなに所得が高くても上限額以上には課税できない仕組みです。新年度の課税からは、この 3 項目のうち、後期高齢者支援金分、介護保険分についての上限額をそれぞれ 2 万円引き上げることになりました。これにより、3 項目を合計しての課税上限額は 77 万円から 81 万円に引き上げられます。

2 点目の変更点は、「低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行う。」というものです。資料の一番下の点線に囲まれた部分をご覧ください。左側が改正前で右側が改正後の内容となります。変更箇所は太字になっている所です。

国保税は所得に応じて均等割と所得割を 7 割、5 割、2 割と軽減しているのですが、まず、5 割軽減の基準について、「世帯主を除く被保険者数」から「世帯主を除く」という文言をとり除いております。つまり、軽減判定をする上で、被保険者の数に世帯主を含めるように改正することで、軽減を受けやすくしようというものです。

また、2 割軽減の基準につきましても、被保険者の数に乘すべき金額を 35 万円から 45 万円に引き上げるようになっております。これにより、やはり軽減の対象世帯は増加することになります。

このように、説明をお聞きいただいておりますが、今回の制度改正は全体として、所得の多い人にはより多くの負担を求め、低所得者の負担は軽減するという趣旨のもとに行われております。

その他にも軽微な変更点はあるかと思いますが、以上が新年度の国保の制度改正の主

な内容となります。説明は以上です。

(議長)

前もって資料を見ていただいているとは思いますが、なかなか難しい点もあるかと思
います。ご質問、いかがでしょうか。

(委員)

70 歳以上の人でも現役並み所得者は 3 割負担になるということですが、所得がいくら
以上の人が対象ですか。

(事務局)

145 万円以上の方が対象ですが、課税所得ですので、所得から控除額を引いた後の、
税率を掛ける直前の数字が 145 万円以上という意味です。

(議長)

用語が難しいので、できるだけ分かりやすく説明をお願いします。

(委員)

6 ページの高額療養費について、4 回目からは自己負担限度額が下がるわけですが、お
医者さんでは何回目か判断してもらえないため、余分に支払うことになってしまいます。
この点を改善できないでしょうか。

(事務局)

限度額適用認定証を 4 回目以降に使うときのお話しだと思いますが、長期入院等でお
医者さんが判断できる場合はもちろんあります。しかし、必ずしもお医者さんの側で判
断できるとは限らず、おそらくレセプト作成要領でもルール化されていないため難しい
と思われま。その場合は高額療養費として支給することになります。

(委員)

制度改正については広報で周知するのですか。あるいは個別に通知しますか。

(事務局)

今国会で審議中の案件であり、国の予算の成立が前提となるので、国の予算が通りし
だい、広報の 4 月あたりに掲載できればと考えております。

(委員)

団塊の世代が 65 歳前後になる。十分調査しているとは思いますが、国保税の介護納付
金分の予算額等については注意して金額を算定してもらいたいと思います。

(議長)

事務局への要望ということでよろしいですね。その他ご意見はありますか。

議長がその他の意見を求める。

(議長)

その他意見がないようですので、この件についてはよろしいでしょうか。

(全委員)

はい。

(議長)

続きまして、議事 4 番のその他について事務局から説明を求めます。

(事務局)

資料の 8～13 ページに、平成 24 年度の事業実績に基づく各種データをご用意できましたので簡単にご説明いたします。

まず 8 ページは 1 人当たり医療費の状況になります。北杜市は 282,072 円で、県内 27 市町村の中では少ない方から 10 番目となります。県平均は 298,777 円で、本市は 16,705 円少なくなっております。

9 ページは保険税の 1 人当たりの調定額となります。北杜市は 90,843 円で県内で 23 番目、安い方から数えると県内で 5 番目ということになります。なお、一世帯当たりの調定額は 160,409 円となります。

10 ページは国保税の収納率になります。一番右側の列を見ていただきたいのですが、北杜市は 93.77%で、県内では 10 番目に収納率が高いということになります。

11 ページは財政調整基金の保有状況、つまり、予備財源としての積立金の残高についてです。北杜市は保有額は 3 億 6,475 万 1,959 円と県内では最も多く、被保険者一人当たりでは 21,583 円、県内第 8 位です。

12 ページは特定健診、いわゆるメタボ健診の過去 5 年間の受診率になります。平成 20 年度から始まった特定健診は第 1 期の計画期間 5 年間で終了しました。5 年平均は 49.1%で、県内の市の中ではトップ、市町村全体でも 5 番目に良い成績となっております。ただし、数字が少しずつ下がってきておりますので、今年度からは人間ドックの受診年齢を 70 歳から 74 歳までに引き上げるなど改善を図っているところです。

13 ページは特定保健指導、つまり、12 ページの特定健診で指導対象となった方の指導実施率になります。北杜市は 5 年平均で 60.3%と市では 3 番目、市町村全体では 5 番目となっております。こちらも数字といたしましては若干悪くなってきておりますので、今後改善に努めたいと考えております。

資料の説明は以上となります。

(議長)

説明が終わりました。ご意見はございますか。

(委員)

10 ページの収納率の状況について、県内 13 市中 2 番目に収納率が高いということで大変結構ですが、とは言え現年分だけで 9600 万円ほどの未収があるのも事実です。保険税は大変金額が高いですが、相互扶助の精神のもと皆が支払っています。公平性を保つため、滞納者にはペナルティーとして保険証を預かってしまうとか、最終的には差し押さえを行うなど収納にはぜひ力を入れてもらいたいと思います。

(議長)

ご意見を反映できるように、担当者には努力してもらいたいと思います。その他ございますか。

(委員)

特定健診について、5 年間実施してきて統計が出てきているかと思いますが、市としてデータを活用していますか。また、保健指導について、年々対象者が減ってきていますが、皆さんが指導してきた結果なのですか、その 2 点について教えてください。

(事務局)

保健福祉推進員や食生活改善推進員、愛育会等の研修の際に健診データや医療の状況などのデータをお示ししています。また、今年度、山梨県国保連合会のシステムを導入して医療費分析や健診結果の分析を行えるようにしましたが、今後はさらに国保中央会の分析データも使えるようになる予定ですので、これから来年度に向けて細かいデータを活用できる体制をとっていきたいと思っています。保健指導については、すでに内服を開始している方がいると対象から除外されるのですが、このような方が増えたということ、最初の2年、3年と同じ方が指導を受けてその方たちが病院に行くようになったことで対象から除外されたということも言えると思います。

(委員)

国民年金の収納率は6割5割といった大変低い水準にありますが、この点、国民健康保険税の収納率は高いといえると思います。これは、国民健康保険税だけは払っておかないといざという時に使えなくなるとは困るからです。国民健康保険はセーフティーネットとして、軽減の対象者をもう少し広げるなど知恵と工夫を出して運営してほしいと思います。

(委員)

税がからむ会議ですから、税務担当者にも同席していただきたいと感じます。

(委員)

特定健診、保健指導については厚生連に多額の委託料を払っていると思います。予防事業は大切ですので、金額や内容、効果についてよく検討しながら進めていっていただきたいと思います。

(事務局)

委託をしているためになかなか中身が見えにくい部分があり、課題だと考えています。また、指導が6か月で終了した後の状況も見ていく必要がありますので、26年度はチェックの取り組みをしていきたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。他に意見はございますか。無いようですので、これで議事を閉じたいと思います。

本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる。

5. 閉会のことば

(職務代理)

長時間にわたるご審議ご苦勞様でした。以上をもちまして平成25年度第2回北杜市国民健康保険運営協議会を終了します。お疲れ様でした。

時刻 午前11時30分